

平成29年4月10日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年4月10日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市宮ノ陣クリーンセンターに招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

委員の出欠は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		23番	古賀 義近 委員	欠席
2番	飯田三津雄 委員		24番	藤原 昇一 委員	
3番	笠 幸夫 委員		25番	横溝 哲夫 委員	
4番	城戸 新 委員		26番	石井 孝雄 委員	
5番	古賀 誠一 委員		27番	高山 憲行 委員	
6番	田中 祥晃 委員		28番	柳 壽祥 委員	
7番	吉富 巧 委員	欠席	29番	土師 哲夫 委員	
8番	安徳 高輔 委員	欠席	30番	田中 弥生 委員	
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員	
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員	
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員	
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員	
13番	森崎 巨樹 委員	欠席	35番	猪口 峯子 委員	
14番	緒方 義範 委員		36番	菰田 盛行 委員	
15番	池田 三喜 委員		37番	松延 洋一 委員	
16番	田中 正満 委員		38番	納戸 勝浩 委員	
17番	豊福 茂敏 委員		39番	佐藤 豊 委員	
18番	野村 泰徳 委員		40番	市川 範子 委員	
19番	原 一夫 委員	欠席	41番	合戸 利弘 委員	
20番	青木美千子 委員		42番	末松 活幸 委員	
21番	吉岡 正博 委員		43番	中島 邦博 委員	
22番	北川 玲子 委員		44番	廣重 孝 委員	

事務局の出席者は9名である。

議 長 それでは、ただいまより4月の農業委員会を開催いたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
本議案の審議番号1番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事3号の制限に該当いたします。よって、審議番号8番と、それ以外に分けて審議をいたします。
それでは、第1号議案のうち、審議番号8番についてを議題といたします。議席番号****番、****委員の退席を求めます。

****委員 退席

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、総会議案の1ページをお開きください。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、付議をいたします。
2ページをお開きください。所有権移転、第3選挙区、8番の1件です。
この申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査票を配付し説明を行っておりましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを御報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
第1号議案、審議番号8番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい。全員挙手により、第1号議案、審議番号8番は可決されました。
審議番号8番の審議が終了しましたので、退席されています議席番号****番、
****委員の出席を求めます。

****委員 出席

議 長 ****委員に報告いたします。審議番号8番は可決されました。
続きまして、第1号議案のうち、審議番号8番を除く議案について議題といたしま
す。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、もう一度総会議案の1ページをお願いいたします。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」
農地の所有権移転、賃借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので、
付議いたします。
所有権移転、第1選挙区、1番、2番の2件です。
第2選挙区、3番から2ページ、5番の3件です。
2ページをお願いいたします。第3選挙区、6番、7番の2件です。
第4選挙区、9番から、3ページ、15番の7件です。
4ページをお願いいたします。第5選挙区、16番、17番の2件です。
5ページをお願いいたします。第7選挙区、18番の1件です。
賃借権設定、第4選挙区、19番から22番の4件です。
6ページをお願いいたします。使用貸借権設定、第4選挙区、23番の1件です。
競売不動産買受適格証明、第7選挙区、24番の1件です。この案件は、農地法施行
規則第10条第1項第1号の規定による譲受人の単独申請となっております。
以上、1番から8番を除いた24番までの全ての申請案件につきましては、農地法第
3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において審査票を配布し説明を行
っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合している
ことを御報告いたします。
以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第1号議案のうち、審議番号8番を除く議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案のうち、審議番号8番を除く議案について可決されました。

続きまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の7ページをお開きください。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第2選挙区、1番の1件です。

1番、申請地、荒木町今、田、69㎡、申請理由、申請地を農家住宅の敷地として活用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第3選挙区、2番の1件です。

2番、申請地、太郎原町、田、2,001㎡、申請理由、申請地を貸露天資材置き場として利用するものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第2選挙区の案件でございますので、諸藤副会長から報告を受け

たいと思います。あとは、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

諸藤副会長 おはようございます。それでは、第2選挙区から報告いたします。

審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーも1番です。

申請地は、荒木小学校から南へ約1.8kmのところに、及びJR西牟田駅から北西へ約1.1kmのところに位置しています。転用目的は、農家住宅の敷地として拡張するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断していますが、既存敷地の拡張であることから、特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、既設側溝を経由し、北側水路へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、今回の申請で拡張される部分は、駐車場として利用されるため発生いたしません。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックによる計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区及び地元水利組合長より承諾を得ております。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

野村副会長 審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

申請地は、市立山本小学校から北西へ約1.5km、市立屏水中学校から西へ約2kmのところに位置します。転用目的は、申請地を貸露天資材置き場として利用するものです。農地区分については、水管・ガス管・下水管のうち2種類以上埋設されている4m以上の道路の沿道の区域内にあつて、おおむね500m以内に岡田脳神経外科及び徳永歯科がある農地であり、第3種農地と判断しております。雨水排水については、自然流下と北側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、発生いたしません。被害防除については、新設のコンクリートブロックにより防除する計画となっております。水利関係承諾書については、地元の自治会長より承諾を得ております。申請地は既に倉庫の設置が行われており、始末書の添付があります。この案件について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。
それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
続きまして、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」でございますが、次の「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」と関連のある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の8ページをお開きください。
「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
第7選挙区、1番の1件です。
1番、申請地、三潞町西牟田、畑、171㎡、変更内容につきましては、自己用住宅から貸露天資材置場へと変更するものです。
なお、第4号議案、15番と関連しておりますので、続けて第4号議案を説明させていただきます。9ページをお願いいたします。
「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」
農地転用計画許可申請書が提出されたので付議をいたします。
第1選挙区、1番から10ページ、4番の4件です。
1番、申請地、高良内町、畑、545㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場及び貸露天駐車場として利用するものです。
2番、申請地、藤山町、畑、1,014㎡、申請理由、申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

3番、申請地、藤山町、田、4筆合計1,478㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

10ページをお願いいたします。4番、申請地、藤山町、田、3筆合計1,660.65㎡、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

第2選挙区、5番、6番の2件です。

5番、申請地、大善寺町夜明、田、畑、3筆合計232㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、安武町住吉、田、140㎡、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

11ページをお願いいたします。第3選挙区、7番から10番の4件です。

7番、申請地、善導寺町島、田、531㎡、申請理由、申請地を借り受けて露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、草野町紅桃林、畑、453㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

9番、申請地、草野町吉木、畑、40㎡、申請理由、申請地を借り受けて農家住宅の敷地として活用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、草野町吉木、畑、160㎡、申請理由、申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第4選挙区、11番の1件です。

11番、申請地、田主丸町田主丸、畑、360㎡、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

12ページをお願いいたします。第5選挙区、12番の1件です。

12番、申請地、北野町高良、田、550㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

第6選挙区、13番の1件です。

13番、申請地、城島町上青木、田、2,158㎡、申請理由、申請地を取得し、温泉施設の敷地として活用するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、特別

の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。なお、この申請案件につきましては、県農業会議への意見聴取案件となっております。

第7選挙区、14番から13ページ、15番の2件です。

14番、申請地、三潞町高三潞、田、4筆合計279.24㎡、申請理由、申請地を買い受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は1種農地となっておりますが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用しております。

13ページをお願いいたします。15番、申請地、三潞町西牟田、畑、2筆合計913㎡、申請理由、申請地を取得し、貸露天資材置場の敷地として活用するものです。なお、この申請案件につきましては、第3号議案、1番と関連をしております。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。第3号議案の報告は、第4号議案の説明の中で合わせてお願いをいたします。それでは、第4号議案の1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。あとは、第4号議案の番号に沿って、順次選挙区ごとに報告をお願いいたします。

古賀副会長 それでは、審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。申請地は、高牟礼中学校から南へ約600m、青峰小学校から南西へ約300mのところに位置します。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものですが、既に申請地の一部は設置されておりましたので、始末書付の申請となっております。農地区分については、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、500m以内に青峰小学校、青峰保育園がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により北側水路及び南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲の既存コンクリートブロックにて土砂の流出を防ぐ計画となっております。水利関係承諾書につきましては、高良内町小笹地区水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは5番。申請地は、青陵中学校から東へ約200mのところ、久留米市斎場から南西へ約1.2kmのとこ

ろに位置します。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、敷地内に新設する素掘り水路及び沈砂地を經由して東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲に畦畔新設及び法面保護により土砂の流出を防ぐ計画となっています。水利関係承諾書につきましては、藤山町水利組合長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは6番です。申請地は、久留米工業大学から北西へ約800m、上津クリーンセンターから南へ約450mのところに位置します。転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内であり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により南側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲にネットフェンスの設置及び既存法面を保護し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。水利関係承諾書につきましては、野添水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは7番です。申請地は、久留米工業大学から北西へ約750m、上津クリーンセンターから南へ約500mのところに位置します。転用目的は太陽光発電設備を設置するものです。農地区分については、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、自然流下により周囲の下水道へ放流されます。

汚水生活雑排水につきましては、発生いたしません。被害防除につきましては、周囲にネットフェンスの設置及び既存のり面を保護し、土砂の流出を防ぐ計画となっています。水利関係承諾書につきましては、野添水利組合長より承諾を得てあります。

以上、4件の申請につきまして、地域審査会において現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

諸藤副会長 続きまして、審議番号5番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。申請地は、西鉄大善寺駅より西へ約150m及び大善寺小学校より南東へ約200mのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね300m以内に西鉄大善寺駅がありますので、第3種農地に該当するものと判断しております。雨水につきましては、新設溜ますを経由し、東側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、東側道路に埋設された市下水道へ接続されます。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックによる計画となっています。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得ています。

続きまして、審議番号6番について説明いたします。地図ナンバーは9番です。申請地は、住吉保育園より北へ約70m及び安武小学校より南西へ約1.2kmのところに位置しています。転用目的は申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分については、おおむね500m以内に住吉保育園及び松岡病院がある農地であり、南側に接する道路に水道、下水道管が埋設されているため、第3種農地と判断しております。雨水につきましては、既設の溜ますを経由し、南側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、発生いたしません。被害防除につきましては、新設のコンクリートブロック及び既存の石垣を利用する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

第2選挙区の案件についての概要は以上となります。また、これらの案件について現地調査及び地域審議会を実施し、内容について確認いたしましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

野村副会長 説明いたします。審議番号7番、地図ナンバーは10番です。申請地は、市立大橋小学校から南西へ約1.6km、市立大善寺小学校から東へ約2kmのところに位置します。転用目的は、申請地を買い受け、露天資材置場として利用するものです。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、新設溜ますを経由後、既存の北側排水溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、発生いたしません。被害防除については、隣接境界に法面を設け、防除する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得てあります。

意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を得てあります。

次に行きます。審議番号8番、地図ナンバーは11番です。申請地は、市立草野小学校から東へ約900m、JR筑後草野駅から南西へ約400mのところに位置します。転用目的は、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。農地区分については、おおむね500m以内に鉄道駅があるため、第2種農地に該当するものと判断しております。雨水排水については、新設溜ますを経由後、東側水路へ放流されます。

汚水生活雑排水については、合併浄化槽を経由し、東側水路へ放流されます。水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。次に行きます。

9番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。申請地は、市立草野小学校から西へ約1.1km、市立屏水中学校から南東へ約1.3kmのところに位置します。転用目的は、申請地を買い受けて農家住宅の敷地として活用するものですが、申請地において農業用倉庫への進入路として利用されておりますので、所有者からの始末書付の申請となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の主たる農地の区域内にある農地であり、第1種農地ですが、転用目的が農家住宅の敷地として活用するものであり、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水については、地下へ浸透させる計画となっております。汚水生活雑排水については、合併浄化槽を経由し、北側道路側溝へ放流されます。水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。

次に行きます。審議番号10番、地図ナンバーは13番です。

申請地は市立草野小学校から西へ約1.1km、市立屏水中学校から南東へ約1.3kmのところに位置します。転用目的は申請地を借り受けて自己用住宅を建築するものですが、申請地において農業用倉庫への進入路として利用されておりますので、所有者からの始末書付の申請となっております。農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地ですが、転用目的が農業の振興に資する施設であり、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水については、自然流下により西側道路側溝へ放流されます。汚水生活雑排水については、合併浄化槽を経由し、西側道路側溝へ放流されます。水利関係承諾書については、地元自治会長より承諾を得てあります。これらの関係について現地調査及び地域審査会を実施し、内容について確認いたしました。審議のほどどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

柳 副会長 第4選挙区から報告いたします。審議番号11番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。申請地は、田主丸総合支所から南東へ約800mのところの位置します。農地区分については田主丸総合支所から800mですが、宅地率が40%以上であるため、第2種農地と判断しております。転用目的は申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。雨水排水については、自然流下または北側の既存側溝へ放流されます。汚水生活雑排水は、合併浄化槽を経由、北側の既設の排水管へ放流されます。被害防除については、周囲の既存コンクリートブロックにより土砂の流出を防除します。水利関係承諾書については、耳納山麓土地改良区及び地元行政区より承諾を得ております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

日比生副会長 第5選挙区でございます。審議番号12番でございます。地図15番でございます。申請地は、北野総合支所より南西に約1,100mのところでございます。転用の目的は、申請人が申請地を取得いたしまして、露天資材置場として整備し、集落内にある自己経営の会社に貸し付けて利用するための転用申請でございます。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるために第1種農地でございますが、集落に接続しておりまして、農業の振興に資する施設に寄与するものとして、不許可の例外規定を適用いたしております。雨水排水につきましては、自然流下及び西側の既設水路へ放流いたします。汚水生活雑排水は発生をいたしません。被害防除につきましては、コンクリートブロックにより防除する計画でございます。水利関係承諾書につきましては、地元の自治会長及び床島堰土地改良区より承諾を得ておられます。

第5選挙区の案件、以上でございます。地域審査会委員全員で現地を確認いたしまして、問題ないことを確認したところでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

松延副会長 続きまして、第6選挙区です。審議番号13番について説明いたします。地図ナン

バーは16番です。申請地は、城島総合支所から南西約2.1kmのところに位置します。転用目的は申請地を取得し、温泉施設の敷地を拡張するものです。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり第1種農地と判断していますが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。雨水排水については、U字側溝を通じ西側の排水路へ放流されます。汚水生活雑排水は発生いたしません。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防止する計画です。また、筑後川土地改良区より排水及び転用の承認を得てあります。

以上、1件の案件について、城島地域審査会において現地調査を行い、転用やむなしと判断をいたしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

廣重副会長 続いて、第7選挙区から説明をいたします。審議番号14番、図面番号17番について説明をいたします。申請地は、三潴校区の高三潴地区にあり、三潴小学校より北東へ約300mに位置し、転用目的は申請地を取得し、自己用住宅の敷地として利用するものです。農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の農地内にある農地であり第1種農地ですが、転用目的が自己用住宅であり、農業の振興に資する施設として、不許可の例外規定に該当するものです。雑排水につきましては合併浄化槽を設置し、また雨水は溜ますを通じ、北側水路へ放流されます。水利関係承諾につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号15番、図面番号17番、これは先ほど説明がありましたように第3号議案と同じでございますので、ここで説明をいたします。審議番号15番、図面番号18番について説明をいたします。申請地は、西牟田校区の十連寺地区にあり、JR西牟田駅から西へ約900mのところに位置します。当初の申請では申請地を***が譲り受け、自己用住宅として利用するものとして、昭和48年4月20日に農地法第5条の許可を得てありましたが、計画変更の理由につきましては、****が自己用住宅を断念されたため、****が譲り受け、今回の資材置場で変更申請がなされたものです。農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断をしております。被害防除につきましては、雨水排水は自然流下で北西側、排水溝へ流れるため、特に問題はないと思われれます。また、西牟田西部水利組合より排水承諾を得てあります。

地域審査会では、以上2件について現地確認をいたしましたが、変更やむなしと判

断をしております。御審議のほどよろしく願いをいたします。
以上です。

議 長 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。
報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方はお願いを
いたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
なお、採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決いたします。
それでは、「第3号議案 農地転用計画変更承認申請について」賛成の方は挙手をお
願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第3号議案は可決されました。
続きまして、「第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」賛成の
方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第4号議案は可決されました。
なお、審議番号13番につきましては、福岡県農業会議宛て意見聴取いたします。
続きまして、「第5号議案 非農地証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、総会議案の14ページをお開きください。
「第5号議案 非農地証明について」
非農地証明願が提出されたので付議いたします。
第6選挙区、1番の1件です。地図ナンバーは19番です。
1番、申請地、城島町浮島、地目、田、面積513㎡、現況、宅地、証明理由につき

ましては、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上を経過しているものです。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第5号議案 非農地証明について」、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第5号議案は可決されました。
続きまして、「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、説明いたします。お手元の議案書15ページをごらんください。
「第6号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」
農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請が提出されましたので付議いたします。
第3選挙区、1番、1件でございます。
1番、申請人、山川神代3丁目、****、経営面積4万8,244㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。
第6選挙区、2番、1件です。
2番、城島町浮島、****、経営面積、31万7,700㎡、農用地利用計画に従い利用すると認められます。この申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当いたしまして、農業従事者及び経営面積につきましては、法人の分を掲載しているところでございます。

以上、第6号議案の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第6号議案は可決されました。続きまして、「第7号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の16ページをごらんください。

「第7号議案 農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について」

あっせん申出書の提出があったので付議いたします。

第2選挙区、1番、1件です。申出人、春日市若葉台東、****、所有者からの申し出です。対象土地、大善寺町夜明、田、2,609㎡、あっせん委員は、諸藤澄夫委員、深川嘉穂委員です。

第3選挙区、2番、1件です。申出人、善導寺町飯田、****、所有者からの申し出です。対象土地、善導寺町飯田、田、1,264㎡、あっせん委員は、田中正満委員、池田三喜委員です。

第5選挙区、3番、1件です。申出人、北野町高良、****、所有者からの申し出です。対象土地、北野町高良、田、685㎡、あっせん委員は、権藤年明委員、猪口峯子委員です。

以上、第7号議案の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第7号議案は可決されました。続きまして、「第8号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案の17ページをごらんください。「第8号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より、久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。
第1選挙区、1番、1件です。
所在地、宮ノ陣町若松、田、2筆、計4,944㎡、推進機構からの買い入れとなります。
第2選挙区、2番、1件です。
所在地、荒木町荒木、田、3筆、計6,928㎡、推進機構からの買い入れとなります。
第4選挙区、3番、1件です。
所在地、田主丸町中尾、田、3,084㎡、推進機構への売り渡しとなります。
18ページをお願いいたします。
第5選挙区、4番から7番の4件です。
所在地、北野町八重亀、田、1,359㎡、推進機構からの買い入れとなります。
5番、北野町鳥巣、田、693㎡、推進機構への売り渡しとなります。
6番、北野町鳥巣、田、431㎡、推進機構への売り渡しとなります。
7番、北野町鳥巣、畑、2筆計2,242㎡、推進機構からの買い入れとなります。

第6選挙区、8番、1件です。

8番、所在地、城島町浮島、田、870㎡、推進機構への売り渡しとなります。

19ページをお願いいたします。

第7選挙区、9番から11番の3件です。

9番、所在地、三潞町西牟田、田、4筆、計3,648㎡、推進機構への売り渡しとなります。

10番、三潞町高三潞、田、1,520㎡、推進機構への売り渡しとなります。

11番、三潞町高三潞、田、1,198㎡、推進機構への売り渡しとなります。

以上、1番から11番までの各申請案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で第8号議案の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により第8号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てへ、通知いたします。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

「報告第5号 農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん申出の取下げについて」

て」

「報告第6号 土地改良事業参加資格交替について」

「報告第7号 職員の任免について」

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。

したがいまして、報告第1号から報告第7号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ございませんか。

「異議なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、40番、市川範子委員、15番、池田三喜委員にお願いします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。